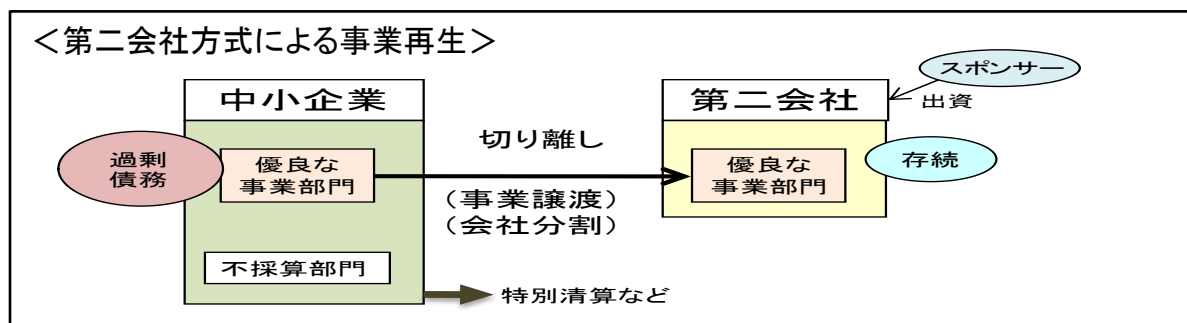


中小企業の事業再生支援を強化します！

～「第二会社方式」に対する支援措置の創設～

1. 「第二会社方式」とは

収益性のある事業部門を別法人(第二会社)に譲渡・分割して事業の継続を図るとともに、負債・赤字部門を残した旧会社を清算する再生手法の一つです。金融機関の協力が得やすい等の理由から、近年、中小企業再生支援協議会でも抜本的な再生を図る際に活用するケースが増えています。



2. 「第二会社方式」に対する支援措置とは

① 営業上必要な許認可の承継

例えば、旅館業を営む中小企業が、第二会社に旅館事業を承継する場合、旧会社の旅館業許可が、事業の承継とともに第二会社に承継されます。

※対象となる許認可は、具体的には法律に基づく政令で定めることとしています。

② 登録免許税・不動産取得税負担の軽減

「第二会社方式」による事業譲渡・会社分割を行う際、不動産等の移転が必要な場合に発生する登録免許税及び不動産取得税が軽減されます。

③ 必要な事業資金に対する金融支援

- ・日本政策金融公庫による低利融資制度
- ・信用保険法の特例に基づく信用保証協会による債務保証

3. 支援措置を受けるためには

○中小企業再生支援協議会(詳細は裏面をご参照下さい)等の場で、再生計画の作成及び関係する金融機関の合意を得ることなど、幾つかの要件を満たすことが必要です。

○「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく「中小企業承継事業再生計画」を作成し、国の認定を受けることにより、支援措置が受けられます。

※本制度は6～7月から運用を開始する予定です。

■本制度に関するお問い合わせ 関東経済産業局 中小企業金融課(杉田、山崎、篠崎)

TEL: 048-600-0425 FAX: 048-601-1294

<http://www.kanto.meti.go.jp>

中小企業再生支援協議会とは

当協議会は、地域の中小企業の再生支援を目的に、産業活力再生特別措置法に基づき、当局からの委託を受けて以下の機関内に設置されている公正中立な支援機関です。

● 支援対象となる中小企業

現状、借入金の返済に苦しんでいるなど財務上の課題を抱えているが、営業利益段階では利益を計上している、又は今後利益を上げられる見通しがあるなど事業の将来性が見通しがあり、事業再生に強い意欲を持つ中小企業を支援します。

● 当協議会における再生支援の流れ

窓口相談(第一次対応)

- ・常駐の専門家が相談に応じ、経営課題の抽出・各種アドバイスを行います。
- ・相談費用は無料です。

秘密は厳守します！！

ご相談内容は、守秘義務により
厳重に保護されます

再生計画策定支援(第二次対応)

- ・専門家(公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等)からなる「個別支援チーム」を結成し、再生計画の策定を支援します。
- ・必要に応じ、関係金融機関との調整や支援要請(リスケジュール、一部債務免除、新規融資、等)を行います。
- ・計画策定完了後も、定期的なフォローアップを行います。
- ・専門家による資産査定など、必要に応じて費用を負担頂く場合があります。

Check!!

再生手法の一つである「第二会社方式」に対する支援措置が創設されます！(詳細は裏面をご参照下さい。)

管内協議会の設置機関及び協議会事務局連絡先

【茨城県中小企業再生支援協議会】
水戸商工会議所 Tel:029-300-2288
【栃木県中小企業再生支援協議会】
宇都宮商工会議所 Tel:028-610-4110
【群馬県中小企業再生支援協議会】
(財)群馬県産業支援機構 Tel:027-255-6505
【埼玉県中小企業再生支援協議会】
さいたま商工会議所 Tel:048-836-1330
【千葉県中小企業再生支援協議会】
千葉商工会議所 Tel:043-201-3331
【東京都中小企業再生支援協議会】
東京商工会議所 Tel:03-3283-7425

【神奈川県中小企業再生支援協議会】
(財)神奈川産業振興センター Tel:045-633-5143
【新潟県中小企業再生支援協議会】
(財)にいがた産業創造機構 Tel:025-246-0096
【長野県中小企業再生支援協議会】
(財)長野県中小企業振興センター Tel:026-227-6235
【山梨県中小企業再生支援協議会】
(財)やまなし産業支援機構 Tel:055-220-2977
【静岡県中小企業再生支援協議会】
静岡商工会議所 Tel:054-253-5118